# 給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

**◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。**

| 年度 ※市町村記入欄 | 1.現年度　2.新年度　3.両年度 |
|---|---|

ご注意

1 「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和　年　月　日<br>安中市長　様 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒 | 特別徴収義務者指定番号 | |
| | | | | 宛名番号 | |
| | | フリガナ | | 担当者連絡先 所属 | |
| | | 氏名又は名称 | | 氏名 | |
| | | 法人番号（個人番号） | ←個人番号の記入に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載 | 電話 | －　－　内線（　） |

| 給与所得者 | | (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額（ア） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | 円 | 月から 月まで<br>円 | 月から 月まで<br>円 | 令和 年 月 日 | 右から番号を記入 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他<br>事由・理由 | 右から番号を記入 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人納付） |
| 氏名 | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　月　日 | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | （必ず記入願います。） | | | | | | |
| 現住所 | （給与の支払を受けなくなった後の住所） | | | | | | |

## 1．特別徴収継続の場合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 新しい勤務先（特別徴収義務者） | 特別徴収義務者指定番号 | 新規 | 法人番号（個人番号） | | |
| | 所在地 | 〒 | 担当者連絡先 | 所属 | |
| | フリガナ | | | 氏名 | |
| | 氏名又は名称 | | | 電話 | －　－　内線（　） |

上記の者に係る、月割額＿＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

| | |
|---|---|
| 受給者番号 | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | 1 必要　2 不要 |

## 2．一括徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

| 徴収予定日 | 徴収予定額（上記ウと同額） |
|---|---|
| 月　日 | 円 |

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で徴収し、納入します。

## 3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3．死亡による退職であるため

● **退職者の未徴収税額について**
**1月１日から ４月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務付けられています。なお、それ以外の間に退職された方についても本人の了承を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいますよう、お願いいたします。**

● **上記のうち出国予定者（外国人含む）について、出国予定者（外国人含む）においては、退職時期にかかわらず、原則一括徴収をしていただきますようお願いします。なお、やむを得ず普通徴収に切替える場合は、納税管理人申告書・承認申請書を提出するよう対象者へご指導ください。**